



島根県報

令和 7 年11月28日（金）

第 6 7 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（ ” ）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進	（河 川 課）	3
に関する要綱の一部改正		
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	4
---------	-------------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		4
---	--	---

【収用委告示】

公示による通知		5
---------	--	---

告 示**島根県告示第615号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
さかいDENTAL CLINIC OKI	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の三16-11	令和7年10月1日

島根県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
酒井歯科医院	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の3-16-11	令和7年9月30日
医療法人カタクリ会 よしかクリニック	鹿足郡吉賀町上高尻474番地2	令和7年9月26日
有限会社 藤原薬局	雲南市木次町木次41番地1	令和7年9月30日

島根県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		休止する事業	事 業 所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人恵和会	大田市大田町大田イ 860-3	介護医療院	石東病院介護医 療院	大田市大田町 大田イ860-3	令和7年10月 1日

島根県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

令和7年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南町	加田地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

島根県告示第619号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市佐田町上橋波644－9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第620号

知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱（平成14年島根県告示第17号）の一部を次のように改正し、令和7年11月28日から施行する。

令和7年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

第6条第1項中「ところ」を「基準」に改め、「以下」の次に「この条及び第9条第1項第2号において」を加え、同条第2項中「第8条」を「第9条」に、「以下」を「次条第2項及び第8条第2項において」に改める。

第11条中「保管」の次に「の推進」を加え、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条第1項第2号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「指定」の次に「（同条第4項の規定による区域の変更又は解除を含む。）」を加え、「こと」を「こと。」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第7条第1項の規定による河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定に関すること。

(4) 第8条第1項の規定による暫定係留区域の設定に関すること。

第8条を第9条とし、第7条第1項中「ところ」を「基準」に改め、「以下」の次に「この条及び次条第1項第4号において」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定）

第7条 知事は、別に定める基準により、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号イの規定による河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定を行い、河川利用の適正化を図るものとする。

- 2 知事は、前項の規定により河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定を行おうとするときは、あらかじめ対策協議会に協議するものとする。

島根県告示第621号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和7年12月1日から施行する。

令和 7 年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「第211号」の次に「及び第214号」を加え、「（第213号）」を「（第211号、第213号）」に、「、第412号」を「から第413号まで」に、「、第815号及び第816号」を「及び第814号から第816号まで」に、「及び第212号」を「、第212号及び第311号」に、「、第512号及び第513号」を「及び第511号から第513号まで」に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（現地測量）

2 作業期間

令和 7 年11月17日から同年12月12日まで

3 作業地域

益田市高津町地内から高津二丁目地内まで

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第 5 号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年12月 1 日から施行する。

令和 7 年11月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

H C V 薬剤耐性変異解析の項の次に次の 1 項を加える。

全身性強皮症皮膚筋炎／多発性筋炎関連抗体検査料

全身性強皮症関連抗体検査 1 回につき 33,400円

皮膚筋炎／多発性筋炎関連抗体検査 1 回につき 34,500円

全身性強皮症及び皮膚筋炎／多発性筋炎関連抗体検査 1 回につき 51,000円

遺伝子検査料の項中「シングルサイト 1 サイト」及び「シングルサイト 2 サイト」の次に「（ファルコ）」を加え、「シングルサイト 3 サイト 1 回につき 66,000円」を

「シングルサイト 3 サイト（ファルコ） 1 回につき 66,000円

シングルサイト 1 サイト（がん関連遺伝子／かずさ） 1 回につき 12,100円

シングルサイト 2 サイト（がん関連遺伝子／かずさ） 1 回につき 16,500円

シングルサイト 3 サイト（がん関連遺伝子／かずさ） 1 回につき 19,800円

シングルサイト 4 サイト（がん関連遺伝子／かずさ） 1 回につき 23,100円

シングルサイト 5 サイト（がん関連遺伝子／かずさ） 1 回につき 27,500円 に、「155,800円」を「95,300

シングルサイト 1 サイト サンガー法（がん以外／かずさ） 1 回につき 18,700円

シングルサイト 2 サイト サンガー法（がん以外／かずさ） 1 回につき 31,900円

シングルサイト 3 サイト サンガー法（がん以外／かずさ） 1 回につき 45,100円

シングルサイト 4 サイト サンガー法（がん以外／かずさ） 1 回につき 58,300円

シングルサイト 5 サイト サンガー法（がん以外／かずさ） 1 回につき 71,500円」

円」に、「34,800円」を「23,800円」に改める。

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

令和 7 年11月28日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 通知すべき書類

令和 7 年10月20日付け島収第30号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

登記名義人（亡）原田浅吉の相続人のうち土地収用法施行令第6条第3項の規定による通知ができない次の者

大屋 朋子 広島県広島市南区南蟹屋一丁目 4 番11号

高梨 美奈子 千葉県柏市柏988番地 6

吉田 貞夫 京都府京都市右京区嵯峨野清水町21番地58 プレミアムヒルズ嵯峨野307号

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。